



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名：株式会社 JALUX

代表者：代表取締役社長 岡崎 俊城
(コード番号東証第 1 部)

問い合わせ先：経理部長 山口 俊朗
(TEL03-5460-7230)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 26 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役が職務の執行にあたり、その期待される役割を十分に発揮できるよう取締役及び監査役の責任免除並びに社外取締役との責任限定契約について所要の規定（変更案第 26 条第 1 項および第 2 項、第 33 条第 1 項）を新設するものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更をするものであります。
 - ①株主総会において充実した情報の開示を行うことができるよう、参考書類等の一部についてインターネット開示が認められたことから、所要の規定（変更案第 16 条）を新設するものであります。
 - ②取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議が認められたことから、所要の規定（変更案第 25 条）を新設するものであります。
 - ③社外監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことから社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の規定（変更案第 33 条第 2 項）を新設するものであります。
 - ④単元未満株式についての権利を制限するため所要の規定（変更案第 10 条）を新設するものであります。
 - ⑤「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により定款に定めがあるとみなされた事項について、所要の規定を新設、変更、文言の整理等を行うものであります。
 - ⑥上記のほか、会社法施行に伴う用語・表現の変更、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日 平成 18 年 5 月 26 日

株主総会決議日、効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 記載省略</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行のまま)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 本社の発行する株式の総数は、2,000万株とする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 本社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数ならびに単元未満株券の不発行ならびに単元未満株式の買増制度)</p> <p>第7条 本社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. 本社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>3. 本社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その所有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき株式を売渡すことを本会社に請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。但し、<u>買増請求があるときに、本会社がその請求により譲渡すべき数の自己株式を所有していない場合には、この限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数ならびに単元未満株券の不発行ならびに単元未満株式の買増制度)</p> <p>第9条 本社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 本社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>3. 本社の<u>株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条第3項に定める請求をする権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、および届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 記載省略</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (現行のまま)</p>
<p>(届 出)</p> <p>第10条 株主、登録質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、<u>氏名、住所および印鑑を本会社に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。</u></p> <p>2. <u>外国に居住する株主、登録質権者または法定代理人もしくは代表者においては、日本国内に仮住所を定めて、前項と同様の届け出をしなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>前2項に定める届け出を怠った者に対しては、本会社は通知催告につきその責に任じない。</u></p>	
<p>(基 準 日) 第11条 記載省略</p>	<p>(基 準 日) 第13条 (現行のまま)</p>
<p>第3章 株主総会 (総会の招集) 第12条 記載省略</p>	<p>第3章 株主総会 (総会の招集) 第14条 (現行のまま)</p>
<p>(議 長) 第13条 記載省略</p>	<p>(議 長) 第15条 (現行のまま)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議要件) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う</u>。</p>	<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。 この場合、株主または代理人はその代理権を証明する委任状を総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。 この場合、株主または代理人はその代理権を証明する委任状を総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録する。議事録は、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名し、これを10年間本店に、謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録) 第19条 株主総会における議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (定員) 第17条 記載省略</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (定員) 第20条 (現行のまま)</p>
<p>(選任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。但し、取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 記載省略</p>	<p>(選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。但し、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行のまま)</p>
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員によって就任した取締役の任期は、前任者または従来の在任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員によって選任された取締役の任期は、前任者または従来の在任者の残任期間と同一とする。</p>
<p>(取締役会) 第20条 記載省略</p>	<p>(取締役会) 第23条 (現行のまま)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 本会社に、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選任する。</p> <p>2. 記載省略</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選任することができる。</p> <p>4. ～ 6. 記載省略</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 本会社に、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。</p> <p>2. (現行のまま)</p> <p>3. 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p> <p>4. ～ 6. (現行のまま)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 本会社は、議決に加わることができる取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
(新設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
(役員待遇職) 第22条 記載省略	(役員待遇職) 第27条 (現行のまま)
第5章 監査役および監査役会 (定 員) 第23条 記載省略	第5章 監査役および監査役会 (定 員) 第28条 (現行のまま)
(選 任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。但し、監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選 任) 第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。但し、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 記載省略	(任 期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行のまま)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会) 第26条 記載省略	(監査役会) 第31条 (現行のまま)
(常勤監査役) 第27条 監査役は、 <u>その互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤監査役) 第32条 常勤の監査役は、 <u>監査役会の決議により選定する。</u>
(新設)	(監査役の責任免除) 第33条 本会社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 本会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</u>
第6章 計 算 (決算期) 第28条 本会社の <u>決算期</u> は、毎年3月31日とする。	第6章 計 算 (事業年度) 第34条 本会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(配当金) 第29条 株主配当金は、 <u>決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> 2. <u>株主配当金には利息をつけない。</u>	(期末配当の基準日) 第35条 本会社の <u>剰余金の期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日とする。 2. <u>期末配当金には利息をつけない。</u>
(中間配当金) 第30条 取締役会の決議により、毎年9月30日 <u>現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当金という。)</u> をなすことができる。 2. 記載省略	(中間配当) 第36条 本会社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u> 2. (現行のまま)
(除斥期間) 第31条 配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間等) 第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。